

審 査 基 準

A-a-18
令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第7条第1項
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の相続の承認
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の23において準用する第7条第3項において準用する第4条第1項（承認の基準） 規則第1条（相続承認申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74条の2において準用する第6条の2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第6条の3（許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人）、第81条において準用する第13条（特定遊興飲食店営業の相続の承認の申請）
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 处 理 期 間：30日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先：愛知県警察本部生活安全部保安課営業係 (電話052-951-1611 内線3184)
備 考： 「風営適正化法」及び「法」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）を指す。 「規則」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）を指す。 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和7年11月28日 警察庁生活安全局）第13及び第25を参照すること。